

明監報第5号

財政援助団体等（社会福祉法人明石市社会福祉協議会）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和5年3月23日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	佐々木 敏
同	灰 野 修 平

財政援助団体等（社会福祉法人明石市社会福祉協議会）監査の結果について

1 監査の対象

社会福祉法人明石市社会福祉協議会

2 監査の期間

令和4年11月25日から令和5年3月23日まで

3 監査の対象範囲

主として、市が補助金として財政的援助をしているものに係る令和3年度における出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 規程等について
- (2) 事業運営について
- (3) 現金等の管理について
- (4) 収入事務について
- (5) 支出事務について
- (6) 助成金事務について
- (7) 契約事務について
- (8) 財産の運用について
- (9) 物品の管理について
- (10) 文書事務について
- (11) その他団体個別事項

5 監査の方法

社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）から提出された資料に基づき、明石市が交付した補助金が、その目的に沿って有効かつ適正に執行されているかについて、証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により、監査を実施した。

6 団体の概要

(1) 設立の趣旨

協議会は、明石市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年6月20日に設立され、昭和29年5月4日に社会福祉法人として認可された。

(2) 事業の概要

① 所在地 明石市貴崎1丁目5番13号

(明石市立総合福祉センター内)

② 主な事業

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画

オ アからエのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

カ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

キ 共同募金事業への協力

ク 善意銀行の運営に関する事業

ケ ボランティア活動の振興

コ 居宅介護支援事業の経営

サ 特定相談支援事業の経営

シ 後見支援センターの経営

ス 日常生活自立支援事業

セ 更生支援コーディネート事業

ソ 生活福祉資金貸付事業

タ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センターの経営

チ 障害者虐待防止センターの経営

ツ 一般相談支援事業の経営

- テ 地域活動支援センターの経営
- ト 生活支援体制整備事業
- ナ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 本市との関係等

令和3年度は、本市からの補助金として、法人運営事業及び地域・ボランティア活動事業に107,087,567円を執行した。

令和3年度末日現在の組織は、役員16名（理事長1名、副理事長2名、常務理事1名、理事9名、監事3名）、評議員21名、事務局職員161名（役員兼務1名を含み、短時間勤務の職員を除く。）をもって構成されている。

なお、明石市からは、事務局職員9名（内1名は役員兼務）を派遣している。

7 監査の結果

今回の監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 明石市社会福祉協議会運営事業補助金

補助金額	93,008,000円
交付申請日	令和3年5月13日
交付決定日	令和3年5月24日
受領日	令和3年6月10日
補助の目的	協議会が行う、福祉コミュニティづくり、在宅福祉活動の増進、ボランティアの開拓と育成を目的とした活動のために必要な人件費等について助成を行う。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

(2) 福祉コミュニティ基金運用事業補助金

補助金額	11,079,567円
交付申請日	令和3年4月28日

交付決定日 令和3年5月24日

受領日 令和3年6月10日

補助の目的 地区社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動の支援を行うとともに、ボランティアによる福祉活動を積極的に促進するために、ボランティアの育成や活動基盤の整備を図るなど、福祉活動に要する経費の助成を行う。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

(3) ひょうごボランティア活動サポート事業補助金

補助金額 3,000,000円

交付申請日 令和3年4月28日

交付決定日 令和3年5月24日

受領日 令和3年6月10日

補助の目的 協議会が行う地域福祉推進活動を促進するとともに、ボランティア活動の支援拠点であるボランティアセンターのコーディネート機能を強化し、災害ボランティアの登録などボランティア活動の活性化を図るために要する経費の助成を行う。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

(4) 総括

協議会におかれては、補助金の効果が上がるよう効率的な運営に特段の努力を払われ、その目的を十分達成されるよう希望する。